

植栽管理委託標準仕様書

平成 30 年 4 月

東京都下水道局

目 次

| | | |
|---------------|-----------------|----|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 1. | 1 適用範囲 | 1 |
| 1. | 2 用語の定義 | 1 |
| 1. | 3 疑義の解釈 | 1 |
| 1. | 4 法令等の遵守 | 1 |
| 1. | 5 日雇労働者の雇用 | 2 |
| 1. | 6 官公署等への手続 | 2 |
| 1. | 7 提出書類 | 2 |
| 1. | 8 設計図書の照査 | 3 |
| 1. | 9 作業計画書 | 3 |
| 1. | 10 業務の下請負 | 3 |
| 1. | 11 下請負人の届出 | 3 |
| 1. | 12 不当介入に対する通報報告 | 3 |
| 1. | 13 事故処理 | 3 |
| 1. | 14 委託の完了 | 4 |
| 1. | 15 環境管理活動への協力 | 4 |
| 1. | 16 環境対策 | 4 |
| 1. | 17 その他 | 4 |
| 第2章 | 安全管理 | 6 |
| 2. | 1 一般事項 | 6 |
| 2. | 2 安全教育 | 6 |
| 2. | 3 労働災害防止 | 6 |
| 第3章 | 植栽管理 | 7 |
| 3. | 1 一般事項 | 7 |
| 3. | 2 芝生地管理 | 7 |
| 3. | 3 植込地管理 | 9 |
| 3. | 4 花壇管理 | 14 |
| 3. | 5 屋上緑化管理 | 15 |
| 3. | 6 壁面緑化管理 | 15 |
| 3. | 7 清掃及び草刈 | 15 |
| 3. | 8 せん定枝葉リサイクル | 16 |
| 植栽管理委託標準仕様書附則 | | |
| 附則-1 | 作業計画書記載要領 | 19 |
| 附則-2 | 委託報告書様式 | 20 |
| 附則-3 | 作業記録写真撮影要領 | 22 |
| 参考 | | |
| 業務委託契約書 | | 27 |

第1章 総 則

1. 1

適用範囲

- 1 植栽管理委託標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する植栽管理委託に適用するものとする。
- 2 契約図書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。

1. 2

用語の定義

- 1 「指示」とは、業務を担当する当局の職員（以下「担当者」という。）が受託者に対し、委託の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 2 「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、当局若しくは担当者又は受託者が書面により合意することをいう。
- 3 「協議」とは、契約図書の協議事項について、当局若しくは担当者と受託者が書面により合議し、結論を得ることをいう。
- 4 「提出」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、委託に係る書面、その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 5 「提示」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、委託に係る書面、その他の資料を提示し、説明することをいう。
- 6 「報告」とは、受託者が担当者に対し、委託の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
- 7 「通知」とは、当局若しくは担当者が受託者に対し、又は受託者が当局若しくは担当者に対し、委託の施行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 8 「連絡」とは、担当者と受託者との間で、業務委託契約書第10条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
- 9 「書面」とは、手書き、印刷等伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名押印したものと有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
 - (2) 電子納品による場合は、別途担当者と協議するものとする。
- 10 「確認」とは、契約図書に示された事項について、担当者、検査員又は受託者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 11 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、担当者が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

1. 3

疑義の解釈

受託者は、仕様書、図面及び入札参加者質問受付時に提出された契約条件に関する質問に対して発注者が回答する質問回答書(これらを合わせ以下「設計図書」という。)に明記のない事項又は疑義を生じた場合の解釈については、担当者と協議しなければならない。

1. 4

法令等の遵守

- 1 受託者は、委託に関する関係法令等を遵守し、当該委託の円滑な進捗を図る

1. 5 日雇労働者の 雇用

- とともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなければならない。
- 2 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。
なお、主な法令は以下に示すとおりである。
- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 3 受託者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ぼないようにしなければならない。
- 4 受託者は、当該委託の図面、仕様書が上記2の諸法令に照らして不適当である又は矛盾することが判明した場合には、直ちに担当者と協議しなければならない。

1. 6 官公署等への 手続

- 1 受託者は、委託の施行に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。
なお、同要綱を適用した委託の完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、「公共事業施行通知書」により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、「公共事業遵守証明書」に代えることができる。
- 2 受託者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を使用しなければならない。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。

1. 7 提出書類

- 1 委託の施行に係る提出書類の様式、提出時期等は、別途定める「受注者等提出書類基準」に準ずるものとする。
なお、定めのない様式については、担当者の提示するものとしなければならない。
- 2 受託者は、提出した書類の内容を変更する必要が生じた場合には、直ちに変更届を提出しなければならない。

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | | 3 受託者は、上記1に定めるもののほか、担当者が提出するよう指示した書類を指示した期日までに提出しなければならない。 |
| 1. 8 設計図書の照査 | 1 受託者は、契約締結後速やかに設計図書の照査を行い、その結果を担当者に報告しなければならない。 2 受託者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書その他の図書を担当者の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 | |
| 1. 9 作業計画書 | 1 受託者は、作業着手に先立ち、附則一「作業計画書記載要領」に従って作業計画書を速やかに担当者に提出し、その内容を遵守して委託の作業に当たらなければならない。 2 受託者は、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、当該作業の着手前に変更作業計画書を担当者に提出しなければならない。 3 受託者は、担当者が指示した事項については、更に詳細な作業計画書を担当者に提出しなければならない。 | |
| 1. 10 業務の下請負 | 受託者は、業務の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 1 受託者が、委託の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2 下請負者が、東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置期間中でないこと。 3 下請負者が、当該下請負業務の施行能力を有すること。 4 下請負者が、東京都の競争入札参加有資格でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。 | |
| 1. 11 下請負人の届出 | 1 受託者は、下請負人の届出を当局が求めた場合には、別途に定める「受注者等提出書類基準」により速やかに担当者へ届け出なければならない。 2 受託者は、下請負人の届出を行った場合で、作業中において下請負人を追加する等、上記1の届出内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに担当者へ届け出なければならない。 | |
| 1. 12 不当介入に対する通報報告 | 受託者は、委託の施行に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」（平成22年10月22日付22下経契第203号）に基づき、担当者への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行わなければならない。 | |
| 1. 13 事故処理 | 1 受託者は、作業中に事故が発生したときは、直ちに作業を中止して応急措置を講ずるとともに、作業計画書に定めた緊急連絡体制により、事故発生の通報を行った上、担当者、関係機関等の指示に従ってその拡大防止に努めなければならない。 | |

- 2 受託者は、事故被害の拡大や人身災害の発生が予想される場合には、地域住民等への広報や避難誘導、作業員の避難等の措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、上記1の通報後、事故の原因、経過、被害内容等を調査の上、その結果を「受注者等提出書類基準」の事故発生報告書により直ちに担当者に報告しなければならない。
- 1. 14 委託の完了**
- 受託者は、委託の完了後、遅滞なく現場内の不要材料及び仮設物を撤去とともに、清掃を行なわなければならない。
また、関係書類を速やかに整理し、所定の手続をとるものとする。
- 1. 15 環境管理活動への協力**
- 受託者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、環境に十分配慮しなければならない。
- 1. 16 環境対策**
- 1 環境により良い自動車利用
自動車を使用し、又は利用する場合、次の事項によらなければならない。
 (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。
- 2 受託者は、自動車を運転する者に対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 (1) 受託者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定特殊自動車を使用する場合は、JIS規格に適合した軽油を使用しなければならない。また、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
 (2) 当局が行う軽油抜取調査において、担当者等が建設機械等から燃料を採取する場合、当局は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受託者に通知し、当局の協力を求めるところとする。
 なお、燃料採取を行う日時等は事前に受託者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受託者及び当局双方の立会いの下で行うこととする。
- 1. 17 その他**
- 1 受託者は、作業に際し作業現場周辺、当局並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう作業しなければならない。
 また、影響が生じた場合には直ちに担当者へ連絡し、その対応方法等について担当者と速やかに協議しなければならない。
 また、損傷が受託者の過失によるものと認められる場合、受託者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 2 作業を実施するために必要な電力及び用水は、担当者と協議し、所定の手続を行った上、当局の業務に支障のない限りで無償とするが、これに要する仮設

資機材は、受託者が負担とするものとする。

また、電力及び用水の使用に際しては、省エネルギー及び地球温暖化対策の見地から省エネルギー機器等を使用するなど、常に節約に努めなければならぬ。

- 3 作業を実施するために必要な作業従事者控室、資機材置き場等の用地については、担当者と協議の上、担当者が別途指定する場所を当局の業務に支障のない限り無償で貸与するものとする。
- 4 委託の施行に当たり、受託者が上記3により作業従事者控室、資機材置き場等の設置・使用場所の指定を受けた場合は、当該部分の行政財産の使用許可手続を要しないものとする。
- 5 受託者は、委託に当たり以下に示すマニュアル等の最新版を参照し、施行するものとする。
 - (1) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省）
 - (2) 街路樹等維持標準仕様書（東京都建設局）
 - (3) 化学物質の子どもガイドライン（東京都環境局）
 - (4) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）

第2章 安全管理

2. 1

一般事項

- 1 受託者は、労働災害、物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等関連事項の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。
- 2 受託者は、作業が他の作業・工事と競合又は隣接する場合には、相互に協調を図り、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 受託者は、劇物類、ガソリン等の危険物を取扱い又は保管する場合には、関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのもと適切に管理し、万全の方策を講じなければならない。
- 4 受託者は、作業用資機材、残材、発生材等について、当局の業務及び保安上の支障とならないよう整理又は場外に搬出して、作業現場を常に整理整頓しなければならない。また、風や通行車両の風圧で残材、発生材等が散乱しないように注意しなければならない。
- 5 受託者は、常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨などによる災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講じるとともに作業を中止し、点検結果を担当者に報告しなければならない。
- 6 受託者は、事故防止を図るため、安全管理の方法について、作業計画書で明確にし、受託者の責任において実施しなければならない。
- 7 受託者は、事故が発生した場合、「1.13 事故処理」に準じ、速やかに措置をとらなければならない。

2. 2

安全教育

受託者は、作業従事者を対象に、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業従事者の安全に対する意識の向上を図らなければならない。

なお、安全教育の実施については、作業計画書に実施予定及び実施内容を記載するほか、実施報告書を作成し、担当者に提出するものとする。

2. 3

労働災害防止

- 1 受託者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受託者は、作業員が健全で身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

- 2 受託者は、作業に伴い設置した作業足場等を安全な状態に保ち、かつ、安全用具（保安帽、安全帯、防護メガネ等）を使用し、材料・工具等の落下防止及び作業員の転落・墜落防止の措置を講じなければならない。また、機器等は定められた用途以外で使用してはならない。
- 3 受託者は、作業に際し、設置されている高電圧の埋設ケーブル、電気機械設備等について、これらの施設の位置を確認し、注意を喚起するなど作業員の安全を図らなければならない。
- 4 受託者は、架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全が確保できない場合は、電力会社、通信会社等との立会いについて、担当者に申し出て協議するものとする。
- 5 受託者は、車両交通部分の作業を行う場合は、交通誘導等の安全を確保して行わなければならない。

なお、「1. 6 官公署等への手続」を行った場合は、許可書を携帯するものとする。

第3章 植栽管理

3. 1

一般事項

1 作業日、作業時間

作業日は、「東京都の休日に関する条例」（平成元年3月17日条例第10号）第1条に規定する東京都の休日を除いた日とする。

作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 作業時期

各作業は、天候及び植物の生育状況を考慮し、最大の効果が期待できるよう担当者と協議の上、進めるものとする。

3 作業の工程管理

(1) 受託者は、作業計画書に従い、作業の工程管理を適正に行わなければならぬ。

(2) 受託者は、作業日ごとに附則一2「委託報告様式」に従って委託報告書を作成し、担当者に提出するとともに、必要に応じて作業終了確認の立会いを受けなければならない。

4 作業員の服装

作業員は、各作業に適した衣服を着用し、受託者名及び作業員氏名がわかるように名札等を付けるものとする。

なお、作業責任者は腕章を付けるものとする。

5 植物への配慮

受託者は、作業に当たり、対象植物の特性、活力、環境条件等を勘案し、生き物としての植物に対する細心の注意を持って作業を行い、その目的を達するよう努めなければならない。

6 材料の管理

受託者は、搬入した材料が損傷枯損することのないよう適切な措置を講じなければならない。

7 作業記録写真

受託者は、附則一3「作業記録写真撮影要領」に基づき作業記録写真を撮影し、担当者に提出しなければならない。

8 発生材料

(1) 受託者は、発生材の運搬処理について、処理方法が指定されているものを除き、「東京都建設リサイクルガイドライン」により適正に処理しなければならない。

(2) 受託者は、せん定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従わなければならない。

9 植栽管理計画書

受託者は、環境の多様性の確保及び保全の観点から、担当者が指示する時期までに次年度の植栽管理計画書を作成し、担当者に提出するものとする。

3. 2

芝生地管理

1 刈込み

(1) 刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈り込むものとする。

(2) 刈込みの高さは、2cm程度を標準とし、生育状態で担当者と協議するものとする。

(3) 刈り取った芝は、担当者が指示した場所に集積し、まとめて処理するとと

もに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

なお、建物の屋上においては、刈り取った芝が風等で飛散しないよう速やかに収集しなければならない。

- (4) 縁切りは、担当者と協議の上、対象灌木施設等にほふく茎が侵入しないよう、灌木類にあっては樹冠より10cm内外の幅で垂直に刈り込むものとする。
- (5) 作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類、小枝・がれき等を取り除かなければならない。取り除いたゴミ類、がれき等は、指定場所に集積するものとする。

2 施 肥

所定の施肥量を、芝生面にむらのないように均一に施すものとする。

3 除 草

- (1) 芝生を傷めないよう除草フォークなどを用いて、根より丁寧に抜き取るものとする。

なお、建物の屋上においては、防水層やかん水パイプ等を傷める行為は禁止とする。

- (2) 抜き取った雑草は、担当者が指示した場所に集積し、まとめて処理するとともに、除草後はきれいに清掃するものとする。

なお、建物の屋上においては、抜き取った雑草が風等で飛散しないよう速やかに収集しなければならない。

4 除草剤散布

除草剤は、特定農薬又は芝生用薬剤を使用するものとする。

なお、薬剤を使用する場合には、薬剤の種類及び使用方法（原則として噴霧散布は行わない。）は、担当者と協議しなければならない。

5 病害虫防除

病害虫の防除方法は、担当者と協議しなければならない。

6 目土かけ

- (1) 目土は植物の根、がれき、赤土等がなく、2cm目程度のふるいによりふるい分けした目土を用いるものとする。

なお、土壤改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合しなければならない。

- (2) 目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込むものとする。

なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行わなければならぬ。

7 ブラッシング

- (1) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧にすき均すものとする。

なお、建物の屋上においては、防水層やかん水パイプ等を傷める行為は禁止とする。

- (2) 発生した枯葉枯茎等は、担当者が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、ブラッシング後はきれいに清掃するものとする。

なお、建物の屋上においては、発生した枯葉枯茎等が風等で飛散しないよう速やかに収集しなければならない。

8 エアレーション（ホーキング）

- (1) 芝生土壤の硬化を防止するために、エアレーション器具又は機械により、土壤が膨軟となるよう効果的に行うものとする。

- (2) 建物の屋上においては、緑化工事完了図を確認し、エアレーション方法を担当者と協議するものとする。
- (3) 穴及びカッティングの深さ・間隔等は、担当者と協議するものとする。
- 9 補植
- (1) 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換した上、沈下防止のため良く転圧するものとする。
- (2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整転圧し、目土を施して、よくかん水するものとする。
- (3) 建物の屋上においては、緑化工事完了図を確認し、補植方法を担当者と協議するものとする。
- 10 移植
- バーチカッター等、鋭利な刃物状のもので、芝生に合わせた厚みで切り取り、ほぐれたり、乾燥したりしないよう保護養生して、運搬し植付けしなければならない。
3. 3 植込地管理
- 1 樹木手入
- (1) せん定の種類
- ア 冬期せん定は、落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にしたせん定で、樹種の特性に応じ最も適切なせん定方法により行わなければならない。
- イ 夏期せん定（軽せん定）は、冬期せん定とは本質的に異なるせん定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのため、止むを得ず行うものであり、樹種の特性等に応じた適切なせん定方法により行わなければならない。
- なお、初夏せん定についても同様に行うものとする。
- ウ 常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にしたせん定（基本せん定）は、樹種の特性等に応じた適切なせん定期・方法より行わなければならない。
- エ 支障枝せん定は、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。
- なお、必要以上に切断することは、一層の支障枝を生むだけではなく、美観も損なうので、担当者と協議するものとする。
- (2) 主としてせん定すべき枝
- ア 枯枝
- イ 成長の止まった弱小の枝（弱小枝）
- ウ 著しく病害虫におかされている枝（病害虫枝）
- エ 通風、採光、架線、人車の通行などの障害となる枝（支障枝）
- オ 折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）
- カ 樹冠、樹形、生育上不必要的枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）
- (3) せん定の方法
- ア 一般事項
- （ア）樹種の特性等に応じた適切なせん定方法を原則とする。
- （イ）不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないものとする。
- （ウ）下枝の枯死を防ぐよう、原則として上方を強く、下方は弱くせん

定するものとする。

(エ) 太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数十cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上、切返しを行い切除するものとする。切り口は水がたまらないように滑らかに処理しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理しなければならない。

イ 切詰せん定

主として新生枝を、定芽の直上の位置で樹冠の大きさが整う長さにせん定するものとする。ただし、定芽はその方向が樹冠を作るのにふさわしい枝となる向きの芽（外芽、内芽等のせん定）になるよう注意しなければならない。

ウ 切返しせん定

樹冠外に飛び出した枝の切取り、再度樹形を作り直す（樹冠を小さくする。）場合に行い、せん定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取るものとする。

なお、骨格枝となっている枝や枯枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先の太枝を切り取らなければならない。

エ 枝抜きせん定

込み過ぎた部分の中すかし及び樹冠の形姿構成上、不必要的枝（冗枝）等をその枝の付根から切り取るものとする。

2 低木・中木手入

(1) せん定

ア 樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行うものとする。中低木の樹冠を整えるために、面的に刈払うことを刈込みという。

イ 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝は輪郭線を作りながら刈り込むものとする。

ウ 補枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込むものとする。

エ 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うものとする。

オ 針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性を十分考慮して芽つみ等を行うものとする。

カ 植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返しを行わなければならない。

(2) せん定の種類

ア 低木・中木せん定（球形・円筒形）

単独で植栽されている中・低木を、球形や円筒形に仕立てるものとする。

なお、形状については、担当者と協議するのもとする。

イ 中木せん定（自然樹形）

単独で植栽されている中木を、自然な樹形に整姿・せん定するものとする。

ウ 低木・中木徒長枝せん定

春から夏にかけて伸びた徒長枝だけを切り詰める作業で、樹冠全体の刈込みではない。花芽のついた他の枝に注意しながら作業にあたらなければならない。

エ 寄植せん定

生垣状又は植えつぶしに植栽されている中・低木を面的に刈込むものとする。

3 植栽手入（生垣手入）

- (1) 冗枝、徒長枝等をせん定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端を揃えるものとする。
- (2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはしゅろ縄を用いるものとする。
- (3) 1回目の刈込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈込みを通して、徐々に刈地原形に仕立てていくものとする。特に、ヒノキやサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うものとする。
- (4) 生垣の高さと幅の関係は、表3-1を標準とする。この表によりがたい場合は、担当者と協議するものとする。

表3-1 生垣の高さと幅の関係 (単位: cm)

| | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高さ | 30 | 60 | 100 | 120 | 180 | 250 |
| 幅 | 20~30 | 30~40 | 40~50 | 50~60 | 60~70 | 70~80 |

4 刈込み、玉物刈込み

- (1) 刈込み及び玉物刈込みは、「2 低木・中木手入」に準じて行うものとする。
- (2) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮して刈り込むものとする。

5 花木手入

花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うものとする。

6 施肥

- (1) 肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）等の施肥方法は、各樹木の特性に応じて最も効果が期待できる方法とする。施肥方法については、担当者と協議するものとする。
- (2) 所定の施肥量を植物の根に触れないように施し、覆土するものとする。覆土する土は、がれき、セメント等育成に有害な物質を含まないものとする。
- (3) 高木施肥

ア 輪肥（わごえ）

樹冠の外周線上の地上投影部分に深さ 20cm 内外の溝を輪状に掘り（標準 6 か所）、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土するものとする。溝掘りの際、特に支根を傷めないよう注意し、細根が密生している場合は、その外側に溝を掘るものとする。

イ 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から車輪の幅のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ、深く掘り（原則として4か所）、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土するものとする。溝の深さは20cm内外、長さは枝張りの3分の1内外とし、溝の中心部分が枝張り外周線下にくるように掘るものとする。

ウ 壺肥（つぼごえ）

樹冠の外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り（標準6か所）、底に所定の肥料を入れて覆土するものとする。ただし、縦穴の深さは20c

m内外とするものとする。

エ 移植後1年以内の樹木及びせん定直後の樹木で、樹冠の外周線が不明な樹木については、溝の中心線が樹冠の中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘るものとする。

(4) 生垣施肥

ア 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1か所ずつ計2か所、これを1本ごとに掘り、溝底に所定の肥料を入れ覆土するものとする。縦穴の深さは20cm内外とする。

イ 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を入れ覆土するものとする。

ウ 縦穴及び溝の位置は、細根の密生部分よりやや外周とする。

(5) 低木施肥

ア 1本立ち及び小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は「3. 3 植栽管理 6 施肥（3）高木施肥」に準ずるものとする。ただし、縦穴の深さは20cm内外とする。

イ 列植の場合

「3. 3 植栽地管理 6 施肥（4）生垣施肥」に準ずるものとする。

ウ 群植、大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、1m²当たり3か所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土するものとする。化成肥料については、植込み内に均一に散布するものとする。

7 除草

(1) 既存植物を傷めないよう除草フォークなどを用いて、根ごと取り除くものとする。

(2) 抜き取った雑草は、担当者が指示する場所に集積し、まとめて処理とともに、除草後はきれいに清掃しなければならない。

8 除草剤散布

「3. 2 芝生地管理 4 除草剤散布」に準ずるものとする。

9 病害虫防除

(1) 病害虫防除については、被害を受けた部分の物理的防除（せん定や捕殺等）により行うよう最大限努めるものとする。

なお、物理的防除以外の方法での病害虫防除が必要な場合は、担当者と協議するものとする。

(2) 病害虫発見巡視

ア 巡視範囲の樹木について、発生しやすい病害虫、発生時期、被害の内容等を事前に確認するものとする。

イ 病害虫が発生する時期を把握した上で、樹木をよく調査し、卵や幼虫の発生の有無を確認するものとする。

なお、病害虫の種類によって食害や生態が異なるので、特徴を踏まえた上で調査を行うものとする。

(3) せん定防除

ア チャドクガ等の毒毛針系が枝葉にいる場合、この部分の枝葉を幼虫が落下しないように注意深く切取って収集し、速やかに清掃工場で焼却処分しなければならない。

なお、チャドクガは強力な毒を持っており、振動を加えると毒毛針が

飛散するので、万全な保護具を着用し、安全に十分留意し作業を行うものとする。

イ アメリカヒロシトリ等の無毒系が幼令期に集団で生息している場合、この部分の葉を幼虫が落下しないように注意深く切り取って収集し、速やかに清掃工場で焼却処分しなければならない。

なお、分散している場合は、たいまつ等による防除を検討し、担当者と協議するものとする。

(4) 搔き落し

カイガラムシ類をブラシやへら等を使用して搔き落しを行うものとする。

(5) たいまつ

樹木全体に食害されている場合に、長くて軽い金属製棒（アンテナの廃材等）の先にぼろ布等を巻き、火をつけ、毛虫類を焼き、地面に落下した毛虫類を踏みつけ等により駆除を行うものとする。ただし、マツ、スギ及びサザンカ類は、枝が燃えやすく火災のおそれがあるため、作業には細心の注意を払わなければならない。

(6) こも巻き

マツカレハの幼虫類が、越冬のため、針葉樹の葉先から樹皮や落葉中へ移動する以前に、地面から1mほどの高さの幹にこもを巻き、幼虫類を誘引し、捕獲するものとする。

なお、捕獲した幼虫は、活動前にこもを取り除き清掃工場で焼却処分しなければならない。

10 樹木かん水

(1) 一般事項

ア 植物に水を供給することを念頭におき、土中に水を十分浸透させるものとする。

イ 天候、土壤状態に注意し、無駄なく時期を失わないように行わなければならない。

(2) 地表かん水

効果的なかん水をするための処置（根元周囲に根元直径の4倍程度とする深さ15cm内外の水鉢をつくる等）をした後、適切な量の水を数回に分けてかん水しなければならない。

(3) 地中かん水

根元周囲にかん水用の縦穴がある場合には、縦穴よりかん水を行うものとする。水は適切な量を縦穴に数回に分けてかん水しなければならない。

(4) 葉面洗浄

葉面上の粉塵などを洗い落すよう前後表裏方向を変えて、水等を吹き付けるものとする。

なお、使用する噴霧器等に除草剤や殺虫剤等が残留していないよう注意しなければならない。

11 控木及び添木取替え

(1) 在来の控木及び添木の結束直しは、樹木を損傷しないように杉皮、しゅろ縄、鉄線等を丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に固着するように杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束するものとする。

(2) 控木の丸太は、「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局）によるものとする。

(3) 控木の再取付けに当たっては、「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局「4.

- 19.3 樹木及び株物の植栽」に準ずるものとする。
- 12 支柱結束直し**
 在来の杉皮、しゅろ縄、鉄線等は、樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束するものとする。
- 13 枯損木処理**
- (1) 枯損木の伐採に当たっては、周辺樹木及び各種施設を損傷しないよう注意深く行わなければならない。
 また、周囲の植栽等は必要に応じてシートを覆せるなど保護養生を行うものとする。
 - (2) 切株は、できるだけ地際（地表面）より処置するものとする。
 - (3) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、担当者が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、周囲はきれいに清掃するものとする。
 - (4) 抜根して地下部に育成の障害となるような異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告するとともに、直ちに植込地用土をもって埋め戻し、地表面を均して危険のないように処理しなければならない。
- 3. 4 花壇管理**
- 1 材料一般**
- (1) 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植出しに耐えられるよう栽培され、細根が多く発生し、徒長していない形姿の整ったものを使用しなければならない。
 - (2) 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものを使用しなければならない。
- 2 地拵え**
- (1) 古株、雑草等は、根から掘り起こし、根に付着した土を払った後、担当者が指示する場所に運搬処理しなければならない。
 - (2) 花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう均一にむらなく敷き均さなければならない。
 - (3) 肥料を施す場合には、指定の施肥量を花壇面に均一にむらなく敷き均し、くわ、レーキなどにより床土と良く混合するものとする。
- 3 植付け**
- (1) 植付けは、担当者の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ、石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、見栄え良く適切に植え付けなければならない。
 - (2) 植付け後は、十分にかん水するとともに、傾いたり、根が浮き上がるなど植付けが確実でないものは植え直さなければならない。
- 4 除草及びかん水**
- (1) 除草及びかん水は、天候及び土壤状態に注意し、無駄なく、かつ、時期を失しないよう担当者と連絡を密にして行うものとする。
 - (2) 除草は花苗を傷めないよう、除草フォークや鎌等により雑草だけを根から抜き取るものとする。
 また、花がら及び咲きがらも花苗を傷めないように摘むものとする。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直さなければならない。
 - (3) かん水は、花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行き渡るよう浸

- 透させるものとする。
- 5 施肥**
- (1) 元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込まなければならない。
 - (2) 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、担当者と協議の上、最も効果的な方法により行うものとする。
- 6 病害虫防除**
- 病害虫に侵されたものは、速やかに植替えをしなければならない。
なお、植え替える種類については、担当者と協議するものとする。
- 7 その他**
- (1) 花壇縁取り及び修景用低木、花木等は、「3. 3 植込地管理」の各手入れに準ずるものとする。
 - (2) 花壇内の芝生管理については、「3. 2 芝生地管理」に準ずるものとする。
- 3. 5 屋上緑化管理**
- 1 かん水施設**
- (1) かん水施設の点検及び部品交換は、取扱説明書に従い行わなければならぬ。
 - (2) 受託者は、かん水施設のノズルの目詰まり除去及びフィルターの清掃を行わなければならない。
- 2 ルーフドレン施設等**
- 受託者は、ルーフドレン等が土砂や落葉等で目詰まりを起こさないよう、適宜清掃を行い機能の維持するものとする。
- 3. 6 壁面緑化管理**
- 1 樹木の誘因及びせん定**
- 受託者は、樹木等の生長に合わせた誘因及びせん定を行うものとする。
- 2 壁面取付補助材**
- 受託者は、壁面取付状態の点検を行い、報告書を担当者に提出するものとする。
- 3 かん水施設**
- (1) かん水施設の点検及び部品交換は、取扱説明書に従い行わなければならぬ。
 - (2) 受託者は、かん水施設のノズルの目詰まり除去及びフィルターの清掃を行わなければならない。
- 3. 7 清掃及び草刈**
- 1 場内道路、建物屋上及び芝生地の清掃**
- (1) 場内道路及びその周囲や建物の屋上のゴミは、取りこぼしのないようにきれいにかき集め、指定場所に集積するものとする。
 - (2) L型溝、雨水枡、屋上部における排水口等に溜ったゴミ、土砂等は入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保たなければならない。
 - (3) 砂利道は、ゴミ等を取り除いた後、通行者により両側に散乱した砂利を、ほうき、熊手等により中央に戻すようにし、むらのないように均すものとする。
 - (4) 場内道路、建物屋上及び芝生地の清掃により発生した枯葉等でゴミと分離できるものについては、できるだけ植込み地内に還元するように努めなければならない。

| | |
|--------------------|---|
| | <p>(5) ゴミは、可燃性ゴミと不燃性ゴミとに確実に仕分け・分離し、それぞれ指定場所に集積するものとする。</p> |
| 2 | <p>植込地清掃</p> <p>(1) 特に全面清掃が必要な箇所以外は、落葉、枯枝はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努めなければならない。ゴミ及び空き缶は、一つ一つ取り除き、指定場所に集積するものとする。</p> <p>(2) 植込地内のゴミ及び空き缶は、樹木類を傷めないよう注意して取り除き、指定場所に集積するものとする。</p> <p>(3) その他は、前項「3. 7 清掃及び草刈 1 場内道路、建物屋上及び芝生地の清掃」に準ずるものとする。</p> |
| 3 | <p>草刈</p> <p>(1) 樹木、株物、柵、屋上部の防水層等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むものとする。 なお、刈り込み高さは、担当者と協議するものとする。</p> <p>(2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げる。 また、それらに絡んでいるつる性雑草もきれいに除去するものとする。</p> <p>(3) 刈り取った草は、担当者が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、刈り取り後はきれいに清掃するものとする。 なお、建物の屋上においては、刈り取った雑草が風等で飛散しないよう速やかに収集しなければならない。</p> |
| 3. 8 せん定枝葉リサイクル | <p>1 チップ化</p> <p>(1) せん定枝、枯損木等で粉碎機に直接投入できない枝は、油圧薪割機により投入できる大きさに裁断するものとする。</p> <p>(2) 粉碎機は、せん定枝葉、枯損木を5~25mmの細粒状のチップにできる機種としなければならない。</p> <p>2 チップの敷均し</p> <p>(1) チップの敷均しは、レーキ等により見栄え良く仕上げるものとする。</p> <p>(2) 敷均し場所及び敷均し厚については、担当者と協議するものとする。</p> <p>3 数量確認</p> <p>チップ化、敷均し等の作業における数量の確認は、担当者の立会いのもと出来高体積及びトラック上の体積で行わなければならない。</p> <p>4 堆肥化作業</p> <p>チップの堆肥は、堆肥化施設内に積上げ、切返し及び散水作業を行い、堆肥化させるものとする。</p> |

植栽管理委託標準仕様書附則

附則－1 作業計画書記載要領

- 1 一般事項
 - (1) 作業計画書は、この要領に準拠して作成する。
 - (2) 様式は、A4 判縦（21.0cm×29.7cm）で横書きとし A3 判を使用する場合には、折込みの上、製本する。図面は、当局貸与の図面を使用し適宜縮小して作成する。
 - (3) 表紙は、受託者等提出書類基準統一 22 に準ずる。
なお、分冊で製本する場合は、分冊番号を記入する。
- 2 記載事項
作業計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。
 - (1) 委託概要
設計図書に定められた事項を記す。
 - (2) 現場組織
 - ア 現場代理人、作業責任者、安全管理者、涉外責任者、危険物取扱主任（危険物の取扱い又は保管をする場合）、写真撮影責任者その他法令等で定める主任技術者又は責任者を定め、その氏名及び職務を記す。
 - イ 緊急連絡体制及び安全管理機構を定め記す。
 - (3) 作業記録写真撮影計画
附則－3「作業記録写真撮影要領」に従って撮影計画を記す。
 - (4) 実施工程表
 - ア 全体及び作業別細目の実施工程表を記す。
なお、工程表の作成方法は、ネットワーク、バーチャート等による。
 - イ 図面に作業別の区分を着色にて示し、範囲の作業時期を記す。
 - (5) 使用材料計画
使用材料について、形状、使用・搬入予定数量及び搬入・使用予定期限を記す。
 - (6) 作業方法
本仕様書及び特記仕様書に従って作業方法を記す。
 - (7) 安全管理
本仕様書及び特記仕様書に従って安全管理について記す。
また、下記事項の安全管理について記す。
 - ア 塜落・転落等の事故防止に関する安全管理
 - イ 作業従事者（下請負人を含む。）に対する安全教育方法
 - ウ 高年齢作業者への安全対策
 - エ 熱中症対策
 - (8) その他
 - ア 電力及び用水の使用について記す。
 - イ 発生材の処分方法等について記す。
 - ウ 建物の屋上部緑化における点検方法（排水口、かん水装置等）について記す。
 - エ 壁面緑化における植栽用補助資材等の点検方法（排水口、かん水装置等）について記す。

附則－2 委託報告書様式

1 一般事項

- (1) 委託報告書は、この様式に準拠して作成する。
- (2) 様式は、A4 判縦で横書きとする。必要に応じて、作業場所を示す図面を添付する。

2 様式

植栽管理委託報告書（日報） 別紙

別紙

| 植栽管理委託報告書(日報) | | | | | | | | | |
|---------------|------|-------|-------|--|----|--|------|------|--|
| 作業番号 | 第号 | 委託件名 | | | | | 受託者 | | |
| 年月日 | | 年月日曜日 | | | 天候 | | 指示事項 | 報告事項 | |
| 課長 | 課長代理 | 担当者 | 作業責任者 | | | | | | |
| | 作業場所 | 作業内容 | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| (明日の作業予定) | | | | | | | | | |

附則一3 作業記録写真撮影要領

1 適用

作業記録写真の撮影方法は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」（平成28年3月）（以下「デジタル管理基準」という。）及びこの要領により作成・整理すること。

2 撮影箇所

撮影は別表に示す箇所のほか、担当者が指定する箇所及び記録に残す必要がある箇所について行うこと。

なお、別表は、標準的な撮影箇所を示したものであり、担当者の指示がある場合には、作業内容により必要に応じて増減することができる。

3 撮影計画

(1) 作業前に撮影計画を立て、作業計画書に次の事項を記載すること。

ア 撮影者：責任者、補助者

イ 内容：平面図等に撮影計画箇所を記入する。

(2) この「作業記録写真撮影要領」に定めのない事項については、担当者と協議すること。

4 撮影方法

(1) 撮影内容と頻度については、別表によるほか、特殊な場合で担当者が指示する箇所について撮影すること。

(2) 写真には委託件名、撮影場所、撮影年月日、作業件名、撮影対象、受託者名等を明記した黒板等を入れて撮影すること。

(3) 場所等の確認を容易にするため、できるだけ周囲の背景を入れること。

なお、一枚の写真では位置が不明となる場合は、複数枚撮影するか説明図を添付すること。

(4) 委託の内容に応じて、人力又は機械の別に状況を撮影すること。

(5) 樹木の刈り込みやチップの発生量などで寸法の確認が必要な委託は、寸法を示す測定器具を入れて撮影すること。

(6) 寸法を示す測定器具は、撮影後判読できるものとし、次のいずれかを使用すること。

ア 箱尺

イ リボンテープ

ウ 定規等

(7) 寸法読みとりの定規は水平又は鉛直に正しくあて、かつ、定規と直角の方向からできるだけ一定方向で撮影すること。

(8) 画像編集は原則として認めない。ただし、撮影内容を容易に確認するため、回転、パノラマ、明るさ補正を行う場合は、担当者の承諾を得ること。

(9) 写真是原則として、有効画素数が100万画素以上のデジタルカメラを使用すること。また、色彩はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。

5 整理方法

(1) 整理方法は委託順序に従い、各委託段階（委託前・作業後、作業状況、出来高管理、安全管理、材料検査等）で整理し、図面番号、作業件名、説明図等を入れ、必要に応じて着色するなど、作業状況、撮影内容が画面で容易に把握できるようにすること。

(2) 作業写真を管理・編集するためのソフトについては、ビューワ付きソフトを使用し「デジタル管理基準」に準拠したXML形式での提出が可能で、当局職員が操作しやすいソフトを使用すること。

6 提出物及び作成形式

(1) 作業記録写真の提出は電子媒体とし、原則CD-R又はDVD-Rで提出すること。

(2) 電子媒体は、「デジタル管理基準」に準拠したフォルダ・ファイル構成で作成するとともに、

必ず編集・管理したビューアソフトを入れなければならない。

また、ビューアソフトの操作が誰にでも容易に分かるよう、簡単な操作マニュアル等を添付すること。

- (3) 電子媒体（CD-R又はDVD-R）には、保管ケース及びディスクに「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局）附則-7「工事記録写真撮影要領」図1及び図2のとおり必要項目を記載し、必ず当局の承諾を受けること。
- (4) 操作マニュアル及び電子媒体は、保存を容易にするため、ファイル綴込みとし、ウイルスチェックについての情報も添付すること。

7 銀塩写真で提出する場合

やむを得ず、作業写真帳を銀塩写真で提出する場合は、下記の方法により整理・作成すること。

- (1) 作業写真帳はフリーアルバム又はA4判とし、原本と副本とを1部ずつ提出する。また、原則として、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）も併せて提出すること。
- (2) 写真帳には、見取図又は説明図を付ける。
- (3) APSのカートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックス・プリントとともに整理すること。

別 表

撮影内容及び頻度

| 作業区分 | 撮影内容 | 撮影頻度 |
|------------|--|---|
| 芝生地管理 | 芝生手入（機種別）作業 除草作業 目土かけ作業 エアレーション作業 | 作業前、作業中、作業後、処分等を作業ブロック（3,000 m ² 以下）ごとに1か所 |
| | 施肥、除草剤、病害虫防除の材料・空袋・空瓶の各数量確認 | その都度 |
| | 施肥 | 作業中を作業ブロックごとに1か所 |
| | 除草剤散布作業、病害虫防除作業 | 作業前、作業中及び作業後を作業ブロックごとに1か所（処分があれば追加） |
| 植込地管理 | 高中低木のせん定作業 | 作業前、作業中及び作業後を50本ごとに1か所（処分があれば追加） |
| | 生垣手入れ作業 | 作業前、作業中及び作業後を200mごとに1か所（処分があれば追加） |
| | 寄植え手入れ作業 | 作業前、作業中及び作業後を100 m ² ごとに1か所（処分があれば追加） |
| | 抜根除草作業 | 作業前、作業中、作業後を1,000 m ² ごとに1か所（処分があれば追加） |
| | こも巻 | 作業前、作業中、作業後、処分等を5本ごとに1か所 |
| | 施肥、防除の材料・空袋・空瓶の各数量確認 | その都度 |
| | 施肥 | 作業中を50本ごとに1か所 |
| 花壇管理 | 病害虫防除の作業状況 | 作業前、作業中、作業後、処分等を害虫の作業ブロックごとに1か所 |
| | 地揃え作業、植付け作業 | 作業前、作業中及び作業後をその都度 |
| せん定枝葉リサイクル | 花苗の数量確認、施肥の材料・空袋数量確認 | その都度 |
| | チップ化、薪割り、敷均し、切返し及び堆肥化作業 | 作業前、作業中及び作業後を適宜 |
| その他 | 各作業の数量確認 | その都度 |
| | 管理地内の清掃、屋上緑化、壁面緑化、花壇のかん水等の作業 | 作業前、作業中及び作業後を1ヶ月に1回（屋上・壁面はその都度） |
| | 草刈り（機種別）作業 | 作業前、作業中及び作業後を作業ブロック（10,000 m ² 以下）ごとに1か所 |

※ 必要に応じて撮影内容、撮影頻度を担当者と協議し追加するものとする。

參 考

業務委託契約書

施行日:平成 29 年 8 月 28 日

(

)

業務委託契約書

1. 件 名 _____

2. 契約金額

| | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____

3. 履行期間

4. 契約保証金 免 除

5. 前 払 金

上記の作業について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

委託者と受託者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都
委託者 代表者

印

住 所
受託者 氏 名

印

| | | | |
|------|--|------|--|
| 綴込確認 | | 印鑑照合 | |
|------|--|------|--|

(総 則)

- 第 1 条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書(別添の図面及び仕様書(特記仕様書を含む。)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする作業の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の作業を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日にに関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他作業を完了するために必要な一切の手段(以下「施行方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(資料の貸与等)

- 第 2 条 委託者は、必要があると認めたときは、資料の貸与、提示等適宜の措置を講じることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 3 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第 4 条 受託者は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、成果物(作業を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第 5 条 受託者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第 6 条 委託者は、受託者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第 7 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、作業の施行にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を委託者に請求しないものとする。
- 3 この作業により生じた発明等の成果及び権利については、委託者と受託者が協議して定める。

(事業主の責任等)

- 第 8 条 受託者は、この契約による作業の完成について、法律上及び財政上の事業主としての全ての責任を負うものとする。
- 2 受託者は、その使用人に対し、法律に規定された使用者としての全ての義務を負うものとする。

(履行報告)

- 第 9 条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(条件変更等)

- 第 10 条 受託者は、委託者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項の事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第 11 条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

- 第 12 条 委託者は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

- 第 13 条 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

- 第 14 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを受託者に請求することができる。
 - 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更等)

- 第 15 条 履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

- 第 16 条 契約金額の変更については、委託者と受託者が協議して定める。
- 2 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。
 - 3 前2項の協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第 17 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他作業の施行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受託者が契約金額の範囲内において負担することが適當でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第 18 条 完了検査に合格する前に生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 作業の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第 20 条 委託者は、第 10 条から第 12 条、第 14 条、第 17 条又は第 18 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(検査及び引渡し)

第 21 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委託者に対して、検査の請求をしなければならない。

- (1) 作業が完了したとき。
 - (2) 作業の完了前において、既済部分について、委託者が検査を適當と認めたとき。
 - (3) その他必要があるとき。
- 2 委託者は、前項第1号の検査(以下「完了検査」という。)の請求を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ受託者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受託者は、前3項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 引渡し目的物があるときは、第2項の完了検査に合格したときをもって、引渡しを完了したものとする。この場合において、引渡し目的物が受託者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより委託者に移転する。

(手直し)

第 22 条 受託者は、前条第2項の完了検査に合格しない場合で、委託者が特に1回に限り手直しを認めたときは、委託者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。

- 2 受託者は、手直しを完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。この場合においては、前条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 3 委託者は、手直しが完了しないとき、又はその検査に合格しないときは、履行期間経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第 31 条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第 23 条 契約代金の支払は とし、受託者は、第 21 条第1項第1号、第2号又は前条第2項に係る検査に合格したときに請求することができる。

- 2 前項の規定で1か月ごと等の部分払を定めた場合は、受託者は委託者の検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の範囲内で委託者の定める金額を請求することができる。
- 3 特別の必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、前項で委託者の定める金額について、まとめて請求する

ことができる。

- 4 委託者は、受託者から前3項の規定に基づく請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(契約保証金)

- 第 24 条 契約保証金は、契約金額(契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。以下同じ。)が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の1以上あるときは、受託者は、更なる納入を要しない。

- 2 委託者は、第 21 条第2項又は第 22 条第2項の完了検査に合格したとき、又は第 33 条第1項若しくは第 34 条第1 項の規定により契約が解除されたときは、受託者の請求により、30 日以内に契約保証金を返還する。

- 3 委託者は、契約保証金について、利息を付さない。

(前金 払)

- 第 25 条 委託者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受託者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の履行期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、3 億 6 千万円を限度とし、受託者の請求により、契約金額の 30 パーセントの額(10 万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払う。

- 2 受託者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後(委託者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を委託者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

- 4 債務負担行為を伴う作業の前払金が、当該年度支払限度額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず円を超える額は請求できないものとする。

- 5 前項の規定により、前払金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、委託者の定めるところにより、受託者は翌年度以降に前払金の請求ができるものとする。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

- 第 26 条 委託者は、前条第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、委託者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

- 2 受託者は、前項の規定により、委託者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

- 3 受託者は、委託者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、委託者が指定する日までに返還しなければならない。

- 4 前項の場合において、受託者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

- 第 27 条 受託者は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出した上で、請求しなければならない。

- 2 受託者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。

- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使途制限及び返還)

- 第 28 条 受託者は、前払金をこの作業に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 2 受託者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに委託者に返還しなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として支払わなければならない。

(前払金等の不払に対する作業中止)

第 29 条 受託者は、委託者が第 25 条の規定に基づく支払又は第 23 条で部分払を定めた場合の代金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、作業の全部又は一部の施行を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示してその旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が作業を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第 30 条 委託者は、完了検査合格の日から1年間、受託者に対して、その隠れたかしの補正又はその補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。ただし、その隠れたかしが、受託者の故意又は重大な過失によると認められる場合には、この期間を延長することがある。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 31 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は受託者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第 23 条第4項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第 32 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、第 1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に作業を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手を遅延したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第 34 条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当すると判明したとき。
- (6) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条の規定による公正取引委員会の受託者に対する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
- (7) この契約に関して、受託者(受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第 32 条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第 33 条 委託者は、作業が完了するまでの間は、第 32 条の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、契約を解除することができる。

2 委託者は前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第 34 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 11 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第 12 条の規定による作業の中止期間が当初の履行期間の 10 分の5(履行期間の 10 分の5が 180 日を超えるときは、180 日)を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後 90 日を経過しても、その中止が解除されないとき。ただし、別に定めのある場合は、この限りではない。
 - (3) 委託者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき。
- 2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。
- 3 受託者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(契約解除等に伴う措置)

第 35 条 委託者は、契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払い、引渡し目的物があるときは同時にその引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第 25 条の規定による前払金をしたときは、当該前払金の額を、第1項の規定による支払額から控除する。なお、受託者は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、委託者の指定する日までに委託者に返還しなければならない。この場合においては、第 26 条第4項の規定を準用する。

(賠償の予定)

第 36 条 受託者は、第 32 条第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 32 条第7号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 37 条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 38 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 39 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 40 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年10月22日付22下経契第203号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。
 - 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。
 - 4 契約書第32条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 5 契約の解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があつた者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
 - 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。